

第十二回 参議院文部委員会會議録第十三号

昭和二十六年十一月二十四日(土曜日)
午前十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
若木 隆藏君
木内キヤウ君

委員

平岡 市三君
高良 とみ君
荒木正三郎君
堂森 芳夫君
駒井 善平君
矢嶋 三義君
岩間 正男君
浦口 鉄男君

政府委員

文部省社会
教育局長 西崎 惠君
事務局側
常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
衆議院事務局側
常任委員 横田重左衛門君
会専門員

本日の会議に付した事件
○博物館法案(衆議院提出)

○委員長(堀越儀郎君) それではこれより本日の会議を開きます。

日程第一、衆議院議員若林君外九名提出の博物館法案、これを上程いたします。本法案は衆議院を通過して本院

に送付されておりますので、本日より本審査を開始いたします。先ず一般質問を始めます。

○矢嶋三義君 提案者に伺いますが、この博物館法案は社会教育の場としての博物館、それから図書館、公民館これらは一貫したもので、その中の博物館に法的基礎を与える趣旨においてこの法案立案をされたかと考へるのであります。この法案立案に当つてすでに法的基礎付けとしては公民館、図書館との関連をどういうように考慮されて立案されたか、その点お伺いたしたいと思ひます。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 仰せの通り社会教育法に基いて図書館法などとの姉妹篇として考へたものでございまして、特に博物館法の中で重く見ましたのは視覚教育、聴覚教育、そういう面において図書館或いは公民館で行えない分をこちらのほうによつて補足強化して行こう、こういう狙いでございまして。

○矢嶋三義君 例え図書館法との調整ですね、組立とこの博物館法案を調整するに当つて、何かその関連性を特別に考慮されたかどうか、そういうところを承わりたい。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 先ず第一に図書館法と関連を持ちまして職員制度を一つ確立しようと思ひました。そのほかほとんど全條文に亘り図書館法と表裏一体になるように、大体において骨子を同じような仕組で考へて組んで参りました。

○矢嶋三義君 それでは先ず政府委員に對する質問から入つて行きたいと思ひます。ここで若林君以下九名のかたから博物館法案なるものが提案されておるわけでございしますが、博物館の我が国における設置状況については、この提案理由の説明の中におよそ公私立の博物館が百四十くらい、現在私立は極めて振われない、こういうことを提案理由の中に書いてありますが、私社会教育局長に伺いたい点は、世界における博物館の大半その設置状況ですね、世界的な情勢、それからその中における日本の博物館の社会教育面におけるこの状況はどういうふうな状況にあるかという、まあよく振われないということをお言われるのですが、その點路はどういうところにある、文部省としてはこれを分析され、對照されておるか、そういう点についての大きな点を承わりたい。

○政府委員(西崎惠君) 博物館の設置状況を欧米各国と比較いたしますと、大体欧米各国では人口十方について約一館ぐらゐの割合になつておると考へます。日本におきましては人口四十方について一館の割合になつておりました。設置数は非常に数が少ないと言へるわけですが、設置数は余り差がないとも言へなくもないと思ひますが、それに比較しますと、そのうち私立が百四十くらい、その内容は極めて貧弱だ、まして、到底同一に論ずることはできないのであります。殊に甚だ遺憾なこ

とは、欧米各国に参られたかたで異口同音に申されますことは、先ず博物館と図書館の充実振りであります。日本へ歸つて来て異口同音に申されることとが図書館、博物館の非常に振われないこととありまして、我々もその点に鑑みまして文化国家建設の或る意味でのバロメーターはむしろ博物館、図書館の振興状況如何にあるとさへ言つても差支えないのじやないか、そういう意味で今後ますます、図書館、博物館というものを振興させなければならぬと思つておるのではありません。どういふ点に隘路があるかと申しますと、要するにこういう方面に關する関心が当局にも、府県市町村或いは文部當局その他にも一般に不足しておつたのではないかと、世の中の人々がこういうことに関心する関心が非常に薄かつた、そのために外國の諸例では、いろいろの財閥がたぐさんの経費をこの方面に惜しまずに出しておられるに對しまして、日本ではそういうルートは殆んどないといふことも一つの原因であつたと思ひます。まあ何と申しますか、國家的に見ましてこの方面に對してあらゆる層の関心が今までは薄かつたといふのが大きな原因ではないかと思つております。

○矢嶋三義君 先ほど私申し上げましたが、この提案理由の中に全国で大体二百くらいある。そのうち私立が百四十くらい、その内容は極めて貧弱だ、こういう提案理由を言かれてあるのではありませんが、私もちよつと博物館を視

いて見るのをごいいますけれども、まあ勿論本省直屬の上野にある国立科学博物館とか或いは文化財保護委員會の所管になつておるところの、やはり上野にある国立博物館、ああいうものは随分すばらしいものだと思ひますが、それ以外に私はこれといふものを見たことがないのでありますが、ああいうクラスのものはいくつあるのか。それから二百と更に私立が百四十と述べられていますが、どの程度の規模かといふことをちよつと承わりたい。と申しますのは、それを承るわけは、この法案の中に博物館の設置基準を文部省のほうで設けて教育委員會に示すというふうな項目がありますので、余りにも現状の博物館が貧弱なときに高度の設置基準なんかを定めて示しますといふと、今細々ながらも設置して運営している博物館が博物館と認められないといふことになつては困ると思ひますので、我が國のその博物館の状況が貧弱ならば貧弱な程度において、徐々にこれを盛り上げて行かなくちゃならぬと思ひますので、そういう大體の状況を承るわけでありまして。

○政府委員(西崎惠君) 大體どういふ程度に充実したかと申しますといふと、只今御指摘になりましたように上野の科学博物館と国立博物館はまあ世界の水準に行つておると思ひますが、その他には殆んど見るべきものがないのであります。と申しますのは大體の運営費を見ますといふと、私立博物館におきましては平均三十万円くら

者を得るということが又他の面における重大な要素ではないかと思ふのでありますけれども、図書館においても或いはここに提案された博物館におきましても、その職員の間とか養成について相当の規定がされているようであるが、これは将来大学の講座においてこれらに通じた講座設置について何か構想を持たれているかどうか、又現在の大学の講座においてはどの程度に考慮されているか、その点答弁を求めたいと思ふ。

○政府委員(西崎憲君) 社会教育の振興と大学におきまして社会教育に関する講座を持たれることは非常に必要だと思ふのであります、私たちが大学当局と懇談の機会にいつもそのことを申し上げておるのではありません。幸にだん／＼と社会教育に関するものは各学校に考慮されるような状況でございます。只今御質問の図書館のことにつきましては、現在講座を置いております所は、これも図書館法ができてからでございますが、東京大学、京都大学それから東京の学芸大学、私立では慶応大学に置いてございます。そういうような情勢は非常に私たちが喜ぶべき情勢だと思ひまして、今後その情勢をますます発展するようにいたしたいと思ひます。ただ要するに図書館にしろ公民館にしろ博物館にしろ、御説のようにその振興には職員の身分の確立ということが必要であると思ふのであります、そういう点につきましては今後、公民館の問題につきましても、今まだ法令上決定いたしておりませんが、博物館、図書館は幸いにここで身分が確定いたしましたので、これら

を優遇いたしますように今後努力をいたしたいと思つております。何分にも僅かな公民館と僅かな図書館、僅かな博物館でございますので、それにプロパーな専門職員のみを養成いたしますというところはなかなか、需要供給の関係で困難な実情にあるのでございまして、現在の我々の考え方といたしましては、教職課程と並びいたすことによりまして、彼此融通してやるような進み方ができ得ることにするよりほかにあるまいというふうに考えております。なおその設置の場所につきましても、多ければ多いほどそれに越したことはございませぬが、需給供給の関係から考えますと、国立では一プロック大体一つぐらいの所にそういうふうな講座を設置して関係職員を養成するほうがいいのじやないかというふうな今考え方をいたしてあります。

○矢嶋三義君 政府委員に対する質問はここで打ち切られて、提案者のほうに一言承わりたいと思ふのです。最近我が国の情勢が世界情勢の影響を受けて、その結果、或る程度いたしかたないかとも考えますけれども、曾て銃器を捨ててペンをとつた日本が、最近再びペンを持って銃器をとりようというやうな情勢下にあるときに、やはり文化国家建設という立場から社会教育の重大性を認識され、ここに今まで等閑に付せられておりましたところの博物館の発展のためにこういう法案を提案されたということにつきましては、私個人としましては感謝の念と敬意を表する次第でございますが、提案者が何いた点、提案者が申されますようにこの博物館法は図書館法の姉妹篇というところは、これははつきりしている

と思ふのでございします。図書館法が出て以来相当の実績があつたことは、政府委員が説明されておるところでございしますけれども、併し依然として不十分である、特に図書館、公民館においては、博物館の我が国の状況というものは極めて低値にある。これからこの博物館の設置、運営をこの立法の精神に即つて遂行しようということになれば、やはり先立つものはどうしても予算、こういうことになると思ふのでございします。諸議者は第二十四條において博物館を設置する地方公共団体に対し予算の範囲内でその維持運営に要する経費について補助金を国から出すというところをここに規定されておるわけでございますが、これらの奨励の国庫からの補助というもののにつきましても、提案者は大蔵当局あたりに或る程度の話し合ひをされておられるかどうか、今度又この予算確保につきましても、この法案を提案されたその筋からいって、どの程度の決意をなさつておられるか、まあ聞くのは野暮かとも考へるのではありませんが、提案者は改めてその確信のほどを承わつておきたいと思ひます。

○衆議院議員(浦口鉄男君) 実はこれを提案いたしました固まりまでの過程におきまして、博物館の性質から申し上げて、貴重な資料の散逸を防ぐというところから、建物に特に耐火物でなければならぬという意見が相当強うございまして、そういう面に対する補助金を積極的に獲得するのだと、こういう御意見があつたのでございしますが、御承知の国家財政上のいろいろ大きな関連があるのでございしますので、大蔵

と申すのでございします。図書館法が出て以来相当の実績があつたことは、政府委員が説明されておるところでございしますけれども、併し依然として不十分である、特に図書館、公民館においては、博物館の我が国の状況というものは極めて低値にある。これからこの博物館の設置、運営をこの立法の精神に即つて遂行しようということになれば、やはり先立つものはどうしても予算、こういうことになると思ふのでございします。諸議者は第二十四條において博物館を設置する地方公共団体に対し予算の範囲内でその維持運営に要する経費について補助金を国から出すというところをここに規定されておるわけでございますが、これらの奨励の国庫からの補助というもののにつきましても、提案者は大蔵当局あたりに或る程度の話し合ひをされておられるかどうか、今度又この予算確保につきましても、この法案を提案されたその筋からいって、どの程度の決意をなさつておられるか、まあ聞くのは野暮かとも考へるのではありませんが、提案者は改めてその確信のほどを承わつておきたいと思ひます。

○衆議院議員(浦口鉄男君) 実はこれを提案いたしました固まりまでの過程におきまして、博物館の性質から申し上げて、貴重な資料の散逸を防ぐというところから、建物に特に耐火物でなければならぬという意見が相当強うございまして、そういう面に対する補助金を積極的に獲得するのだと、こういう御意見があつたのでございしますが、御承知の国家財政上のいろいろ大きな関連があるのでございしますので、大蔵

少いと存じますが、本年度維持運営に對する補助といたしまして一千万円、なお講習費として二百万円を文部予算の中に繰込みまして只今要求中でございます。

○若木勝藏君 提案者のほうに一つ説明して頂きたいと思ひます。先ほど来矢嶋委員からもお話がありました、先ほど来いわれる社会教育の充実のために取残されておつたところの、社会教育上博物館法を制定して、法の整備からしてこの充実にかかるといふようなこの御気持ちに對して私も心から敬意を払うのであります、そういう点でいへば、まあ今もお話ありました通り、その提案が出るまでに至つては各方面に亘つていろいろ御苦勞なされたらうと思ふのであります、先ずそれらの点について、この法案に現れてゐる以外に、どういふ所にこゝろ御苦心なされたか、こういうことについて明らかにして頂きたいと思ふのであります。

○衆議院議員(浦口鉄男君) 実はこれは第十国会から何回も随分法律の仮案その他について訂正がなされて来たことは御承知のかたもあると思ふのであります、大体一番問題点は、例えば鉄道との交渉において輸送費の特典、或いは只今矢嶋委員にも御回答申し上げましたような予算の問題、それから固定資産税或いは入場税に対する免除というふうな、そういう取り分けの税金を免除するといふやうな面に非常に隘路があつたといふことを考へております。それからいま一つは曾てこれ

○衆議院議員(浦口鉄男君) 今度は、二十七年度の予算でございします。○若木勝藏君 それではこの法律は公布されてから三カ月以内ということになるのであります、本年度の予算の獲得がなくても実施に差支えありませんでしようか。

これは現在の段階ではいろいろな面からむずかしいといふことから除外されたといふふうな、以上数点に亘つて交渉がなされたことと承知しております。

○若木勝藏君 私は今のお話にもありました通り、この問題は前の社会教育法案或いは図書館法、こういうふうなものと同様に法的にいろいろものが整備されて、予算が伴わなければ十分その機能を發揮することができない、こういうことについてまあ社会教育法ができて以来考へておるものであります、先ほどの御答弁では、予算についても相当御苦勞なされたやうなお話でありまして、その点から本年度の予算については十分御考慮なされたらうと思ふのであります、先ほどの御答弁で一千万円というのは本年度の補正予算で以て要求されたのであります。

○衆議院議員(浦口鉄男君) お答えをいたします。二十六年度の文部省の既定予算の中から五十万円だけこれに流用するといふことになつております。

○若木勝藏君 ああそうですか、余り多くないですね。先ず今のお話でもわかる通り、予算の面においては非常に貧弱のやうに思ひますので、前に産業教育法というやうなものも衆議院のほうの議員提出で両院を通過しておるものであります、その後の模様を伺いますというところ、あの当時相当衆議院の文

部委員長も予算の点においては心配ない、十分打合せで以て獲得するといふようなお話であつたが、現実は非常に危惧の念を深くするやうな状態であるわけで、これと同じ運命にならないやうに一つ考えなきやならんのだらうと思ひますが、そういう点で提案者のほうでも今後御努力願ひたい、こう考へる次第であります。

次に政府委員のほうに御質問いたしますが、今私が提案者に質問したようなことについては、政府委員のほうにおかれても十分一つ今まで御苦勞なすつて下さつたことだらうと思ふのであります。先ず公民館の運営状態が一体どういふふうになつてゐるか、所期の目的のやうに行つてゐるかどうか、これにつきまして概略でいいですから伺ひたいと思ひます。

○政府委員(西崎憲君) 公民館の運営は、私は非常にうまく行つておると思つておりますが、併しながら設置状況が現在では約六二%の市町村が設置しておりまして、あとはまだ未設置の状況でございます。併しながらこれは昨年に比べますと、昨年は約五〇%という設置状況でございましたので、この一年間で一二%増えたという状況でございます。館数にいたしますと、分館合せまして、昨年に比較しまして約六千増えまして二万三千になつておるのであります。かような数は進展をいたしましたけれども、内容的に進展をしなければ何ならないわけでありませんが、公民館の優秀なものを毎年十一月三日に表彰いたしました、約十館の代表者が陛下の拝謁を受けるという光榮に浴するといふことが非常に刺激に

なりまして、それ／＼公民館の運営の研究をあらちちで催しまして、その線に沿ひましていろいろ活躍をいたしております。当面の社会教育の第一線の場合としての使命は、大部分の公民館においては十分果されておると思ふのであります。なお今後とも我々はこの未設置の町村に公民館を普及すること、又運営が社会教育の本旨に照しまして十分に間違ひなく活動に行われることのために格別の指導をいたしたいと思つております。ただ併しこれに對します補助金は前にも御説明申し上げましたやうに我々は非常に貧弱な補助金しか得られないことを非常に残念に思つております。大体社会教育といたしまして、理想を言ふならば、少くも経費の半額補助ぐらいまで国が乗り出したいといふやうな私は理想を持つておるのであります。現在補助金を以ていたしまして、大体運営費の五%ぐらいの補助しか當つておりませんので、社会教育と公民館というやうなものは御承知のやうに市町村自体の活動としてやるべきものでございまして、日本の国情ではもつと／＼国が補助助成の手を差延べなければ発達することが困難であると考えますので、この点に關しまして今後とも大いに努力をいたしたいと考えております。

○若木勝藏君 それでは公民館並びに図書館に對して現在教育で以ていろいろ応援しておる面ですね。これは補助金のお話は伺ひましたが、そのほかにもどういふやうなことがあるのですか。

○政府委員(西崎憲君) 御承知のやうに公民館にしましては図書館にしまし

ても、社会教育全般は先ず指導者の養成といふことが非常に大切でございまして、この指導者の養成につきましましては講習会、研究会その他の行事をたびたび行ひまして、その素質の育成に努めております。それからなお物資の斡旋、図書、雑誌、例へば優良なる図書につきましては、それを発刊と共にその内容をちやんと向うへ知らせまして、そうしてその購入の便利も図つております。その他図書館或いは公民館で使います機械器具等といふやうなものにつきましても、いいものが出ますたびにそれを周知せしめるやうな措置を講じて、運営上の便利を図るやうに努力をいたしておるのであります。なお又社会教育関係の会議等につきましても、特に忘れられ勝ちな、まゝ公民館は忘れられませんが、図書館、博物館等につきましては特に強調をいたしております。それから我々のほうで作ります資料の作成ができましたならば、その資料は必ず漏れなく配布するといふやうにあらゆる面から努力をいたしておるつもりでございます。

○若木勝藏君 次に伺ひたいことは、先ほども御質問がありました、いわゆる基準を設けて一つの博物館の整理が行なわれることになるであらうと思ふのであります。そういう点から考えまして、現在相当宗教法人とかそういう方面で相当の成果を挙げているものが、そういう基準の設定によつて自発的にやつておつたものが整理されてしまふ、そういうふうな憂ひはありませんか。

○政府委員(西崎憲君) 先刻もお話申し上げましたやうにその点は特に考慮いたしまして、設立者の方面では特に法人を限定いたしました。嚴重にやりますけれども、その内容的なことに關しましては、現在非常に不振を極めておる博物館に對しましては高い基準を設けるといふやうなことは不可能のことではありますから、特に基準を設けるにつかしまして、厳格な、最低線以下に下ることのできないやうな厳しいものではなく、実情によりましては十分斟酌できるやうな案をいたしまして、そして成るべく上のほうに引上げるやうに助長をやつて行きたいと思つておりますので、只今御心配になりましたやうな点が特にないやうに努力をいたして、既設のものを引上げることに尽力をして行きたいと思つております。

○若木勝藏君 それでは最後に一つ伺ひたいのは、この法律が若し両院を通過したとすれば、直ちに政府としてもの援助とか或いは設置基準とか、そういうことで以て計画を進めて行かれるだらうと思ふのであります。その博物館の拡充を図るために大体今これに對する拡充計画といふやうなものについて概略どういふやうな案を持たれておるか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(西崎憲君) この法律が幸いに両院を通過いたしましたならば、我々は直ちに所管課長會議を開きまして、その内容を詳しく説明すると共に各府県の実情を承りまして、そこで各府県即ち博物館振興対策を講じて着々実行に移したいと思つております。

○若木勝藏君 それは大体の方針でしようが、實際において全国にどれだけの設置をやるとか、そういうふうな一つの御計画はあります。これは先刻御説明申し上げましたやうに欧米に比較いたしましては、現在非常に開きがございまして、欧米並みにこの文化施設を拡充するといふことは非常に急務だと思ふのであります。併し日本の実情ではなか／＼そこまでも参らないと思ふのであります。

そこで私たちがどの程度これを普及せしめることが日本の実情から見て安当であるかといふことにつきまして、獨善的でも困りますので、最近やうな社会教育施設のための審議機關を設けまして、すでにこれは発足いたしました。第二回目も先日やつたのであります。この學識経験者を集めましたところの人々に、私は日本における社会教育を実施する場所、即ち公民館、図書館、博物館等の設置の根本方針的なもの、或いは運営の基準、そういうものをばつきり御研究をお願いして、而もその御研究は早急にお願ひするやうに今お願い申し上げておるのであります。併し、そういうふうなことにしまして私たちの案を獨善的でなく民主的に、而も衆智を集めた方法によりまして出だしたいと思つております。

○委員長(堀越儀郎君) 他に總括質問……

○高良とみ君 今までの教育が六三制の非常な急速な整備のために殆んどそちらのほうに力が入つておりましたのに對しまして、漸く建設的なやうな文化のな方面に整備がされることは私も發議者にとしまして敬意を表すると共に誠に喜ばしいことと思ふのであります。ただこの博物館法ができ、こ

つの御計画はあります。これは先刻御説明申し上げましたやうに欧米に比較いたしましては、現在非常に開きがございまして、欧米並みにこの文化施設を拡充するといふことは非常に急務だと思ふのであります。併し日本の実情ではなか／＼そこまでも参らないと思ふのであります。

それが整備して行きますときに二、三、先ほどお話の通り社会教育審議会というふうなものの中に、基本的なことを伺いたいのであります。それはここにあります通り、第三條の中にあります通り「実生活の向上に資し」、「土地の事情を考慮し」と書いてありますが、従来の博物館という、如何にも古くなつたものを博物館へ入れるというふうな、非常に古色蒼然とした、又陳列場所等ともかく日蔭の、採光なども十分でないような古い過去のな印象を与えて来たと思ふのであります。そうではなく、これはもうこういうものの運営の理念にかかわるのであります。それを、どうしても明るい又幅のある、それを見ることによりそこへ行つて勉強することによつて地方の実生活の向上に資するといふような方向に御計画が立つておるかどうか、そういう面は本案の中に私は見つけることはちよつと困難なのであります。これが根本の理念の上に立つておると思ふのであります。殊に最近まで日本の戦災等によりまして過去の生活歴史或いは民芸的なもの、生活史的なもの、郷土文化的なものが随分破壊されたのであります。これらがいわゆる博物館学といふような学科が将来大学に設置されますときに、人文科学学芸員の考への中に十分に組織立てて取入れられて行く可能性はあるかといふことを一つ先ず伺いたいのであります。

○衆議院議員(浦口鉄男君) お答えいたします前に、先ほどの若木委員の御質問にちよつと関連いたしますので補足させていただきます。それは法律案は御承知のように設置案でござ

いませんで、任意登録制ということになつておりますので、現在あるものの維持運営について国家が特に補助をされて、或るべくこれを引上げて行きたい、こういうことにありますので、行く行くは何か基準を設けて積極的に設置すべきだと思つておりますが、現段階はこの法律の趣旨はそこにござりますので、一応御了解をお願いいたします。

只今の御質問に對しましては大変御尤もと思ふのであります。何かもう余り役に立たないものは博物館行きだといふふうな、そういう印象もござります。そこは御承知の通りと思ひます。そこではまゝこの対象になりますのは動物園でござりますとか或いは科学博物館、或いは産業、芸術といふふうなものを含んでおりますので、何と申しますか、動く博物館といふふうな面で積極的に進歩的な運営を助長して行くといふふうに我々は考へてゐるわけでございます。

○高良とみ君 大体そういう方向にお進みになるものと期待して、将来は明るい、又子供たちが喜んで行くような教育的価値のある博物館の運営を基本的な理念に十分入れて頂きたいと思ふのであります。とにかく今までも、鉄道博物館とか通信博物館とかいふようなものはこの中に入つていないんであります。それは、そういうものもまた過去の問題ばかり取扱ひまして、将来の鉄道なり輸送なりをどうして行くかとか、将来の鉄道なり輸送なりをどうして行くかとか、将来の鉄道、通信、行政を、或いは民間の協力をどうして行くかといふようなことになりますると、そこに何か欠けていたものがある

と思ひます。殊にこの地方の事情に即した生活の向上に資するといふようなことは、目下の急務でありまして、殊に私も農村の生活水準を高めて行きます上にも今までの織物、料理の仕方、或いは住いの仕方、納屋の置き方、動物の飼育法など、そういう問題から始めまして、農業生産に繋つたものがたくさんあると思ふ。それをこれは科学でなくともか學問で取扱ひにくいといふふうになつてしまつと、博物館といふものが非常に幅の狭いものになるというところを考へまして、是非一つ若い人たちが喜んで見に行く博物館を運営して頂きたいと思ふ。つまり先ほど百万円補助費の話がありました。それが、地方公共団体としても、中央からそれだけの熱意を持つて補助して行くといふことに對して、各府県市等がどれだけの補助を出す予算を今まで取り、又将来取り得るような御奨励をしてもらえるか、その点を伺いたい。

○政府委員(西崎憲君) 高良委員からの御質問の点は重々御尤もでありまして、我々はこの博物館を生きた博物館といたしまして、生活に即応するよう博物館の職員がサービスして行くといふところまで行かなければならぬと思つております。只今御質問の後半の部分の補助金の問題でござります。これは国が図書館なり或いは公民館なりに對します市町村の補助金を交付いたします場合に、どれだけ水増しをして府県がやつておるかという御質問だと思ふのであります。これは各府県によりまして非常にまち／＼になつておりました。非常にたくさん出しておる所もありまして、全然出して

いない所もございまして、一概には申せないものであります。大体我々の常識といたしましては、国が出します補助金より以上の補助を県のはうでも市町村に對してやつぱり出して頂けるように、会議等の席ではお願いを申上げておるのであります。

○高良とみ君 もう一つ、そういうふうにして地方が熱心に図書館及び社会教育の費用を出すようにならなければならぬと思ひますが、ここに既設の私立博物館を拡充いたして参りますのは、廃止のこともありますが、新しく寄付行為として設置することの御奨励につきまして何か案がござりますかと思ふのです。殊に地方では生産の形態も變つて参りまして、大きな養蚕室とか或いは祖先伝来の大屋敷を持つておられる方も、今日はそれに対する固定資産税もかかり、その中にはいろいろ古いもの等もあつて、倉庫等もあつて、そういうものを寄付して行きたい、その場合に常にそれが民間の商取引の對象になります。何かそういうものを御奨励になりまして、そしてそこに新しい社会教育的な機関に設置して行くような、そういう動きが地方に起り得ないものであるか、或いはそういう御奨励を協議なすつたことがあるかどうか、伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(浦口鉄男君) 只今の御質問、立案の過程におきましてはもう御意見が大部分出て参ります。個人で非常に価値のある物をお持ちのかたも非常に多いのであります。これを何とか急速にこの対象にする方法はないかという御質問でありましたが、御承知のように私有財産という／＼紛更を

来たしますので、そういう特別に価値のある物は財団法人を作つて頂いて、私有財産と分離をして頂いて、或るべく早くこの法の適用になるように勉強したい、こういうふうな考へてゐる次第であります。

○委員長(堀越徳郎君) ほかに御意見がなければ、一般質問は終了いたしました。逐條審議に移りますが、便宜上各章ごとに質疑を行うことにいたします。第一章について何か御意見ございせんか。

○矢嶋三義君 私これは勉強して来なかつたので、ここで承るはうが早いかからお聞きしますが、この第一章の第九條の「国有鉄道運賃法第八條の規定の適用があるものとする。」という、この国有鉄道運賃法第八條の概略を示して下さい。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 第八條、こゝでちよつと説上げてみますと、(運賃料金の軽減な變更)といふ見出しがついておまして、第八條「全体として日本国有鉄道の總収入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の軽減な變更は、日本国有鉄道がこれを行うことができる。」といふようになつております。

○高良とみ君 そうしますと只今の関連であります。国有鉄道による輸送賃金等は無料になり得るのであります。それと何割引になるのございませうか、その点を伺いたいと思ひます。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) その点は細かいことは運輸省の省令で規定してあるのでございまして、割引が主でございませう。

○高良とみ君 何割ぐらい……。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) その限度も運輸省のほうで規定されております。その都度によつて違ふようでございます。

○若木勝蔵君 この第九條ですね、九條はこれはこの法案には特別関係はないのでしようけれども、この規定は国立の博物館とか或いは国立の科学博物館にも適用されるようなことがあります。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 国立博物館などの場合は現在行われておるようでございます。

○若木勝蔵君 現在行われておる。何かそれは法的な根拠があるのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) それは全体的なことであつて、何か特殊なときと普通のときの場合で申出或いは届出によつて行われておるようでございます。総括的に何もかもだといふふうにはまだなつていないようでございます。

○若木勝蔵君 そういふふうなところは現実にはそうなつておるといふことを前提にして、この場合も運輸省とかそういうふうな方面にあつたがたのほうから、提案者のほうからお話合ひでもあつたんですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) その点只今申し上げましたように国立博物館の場合は主として特殊な事例で、展覧会のような場合はやつておるようでございます。全般的ではないので、この法案の場合にはそれをつつ全般的にこつていふ特典を与えてほしいといふことと交渉いたしました。そして大体運輸省の了承を得まして、この條文を入れることができたわけでございます。

○若木勝蔵君 ああ、そうですか。

○委員長(堀越二郎君) 一章よろしうございますか。二章に入つて、第一章に返つて又自由に質問してもよろしうございます。では第一章、第二章で……あと返りして質問しても差支えございませんから……

○若木勝蔵君 第十二條の第二号です。「第二條第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。」これは大体どのくらい、どんな機構になるののでしょうか、どのくらいの職員を置いてこれを運営して行くことになるのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 一つのはつきりしたきまりはないのでございまして、博物館がいろいろ多種多様なものがございまして、先ほどからのお話でございますように、維持経費、内容の大小、さまざまのものがございまして、一概に従事職員の数を規定することはできないようでございます。その博物館の事情に応じた従事職員といふふうには、大体向う本位にいたしてあるのでございます。

○矢嶋三義君 先ほど私ちよつと総括のときお伺ひしたんですが、この第一章の学芸員は教育公務員特例法が適用されたんじやございせんか、政府委員答弁を……そう言ふ訳は、この前社会教育法を改正するときに、国立博物館及び研究所の長及び職員のうち専ら研究又は教育に従事する者を附加した、あの改正のときに、こゝで言われておるところの学芸員という者はそれに入るのではありませんか。

○政府委員(西崎憲君) 国立の場合に

教育公務員の特例法のうちの職員に入れるかどうかといふことが問題になりましたのですが、過般あればあつたふうにして入つたわけでございますが、地方におきましては我々是非とも入れるべきであるという考えをいたしておりますけれども、現在の法令の下ではそれは入つていないのであります。将来只今のようなお説もございまして、入つていらないといふのはどういふことかと申しますと、まあ専門的で余りないといふような意味がまあ相当あるんじゃないか、これからこういうふうな学芸員というように身分上の名称も確立いたしまして、そして専門的の教育を受けたならば当然入つていふものだろうと、まあ入るべきものであるといふふうな考へております。

○矢嶋三義君 もうちよつと明確にしたいのですが、先般社会教育法を改正した場合には、社会教育主事とも関連して教育公務員特例法の枠を越したわけですね、あの改正によつて国立博物館並びに国立科学博物館に勤務しておる職員のうちにはどの程度に対して、まあ数ですが、特例法を適用することになつておるのですか。何人か適用されておると思ふのです、私は改正した以上は。

○政府委員(西崎憲君) ちよつと人数の点は今はつきりしないのです。専門職員にだけ限られたものですから、全体の数から申しますといふと三分の一程度じやないかと思ひますが、極めて専門職員だけに限られております。

○矢嶋三義君 じやこの法律が通ればそういう人はやはり学芸員に入るんじゃないか。

○政府委員(西崎憲君) 国立博物館にはこれは適用されないのです、この法律は。公私立の博物館には適用されるわけでございますが、国立博物館には適用されないわけですから、この法律は。

○若木勝蔵君 第二十一條について伺いたいと思うのですが、博物館の協議会ですな、これは協議会の委員は教育委員会が任命することになつてゐるのではありませんか、これは実際にいふと何か推薦した者から任命するといふような手続があるのですか。推薦母体によつてそれによつて推薦した者を任命する、そういうような形になるのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 別にそういうことはないんでございまして、推薦母体をきめるといつたそういうことはないのでございまして。

○委員長(堀越二郎君) 第三章に入つてよろしうございまして。

○若木勝蔵君 それからこの協議会の委員は有給になりましようか、無給でしやうか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) これは無報酬です。まあ簡単に申しますと名譽職のようなものでございまして。

○高良とみ君 その名譽職であるといふことはどこかに謳つてありますか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) これは別に謳つてはございませんが、次のほうに実費弁償といふことできめております。その実費弁償の額は地方の條例で定めるように……

○高良とみ君 何項ですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 第二十二條の第三項の「社会教育法第十五條第三項及び第四項並びに」といふ所で……

○若木勝蔵君 第二十六條について伺いたいと思ふのでありますが、これはまあ罰則規定のようなものでありますけれども、私非常にこゝで疑問を持つのは、第四号になるですね、一等おしまひです。「地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき」といふのがありますが、実際にいふとこれはあり得ると想定されておるのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) これは非常に悪意に出た場合のことを予想しておるのでございます。例えばこゝに免稅規定がございまして、それを利用しようと思つて、最初から悪意に出て虚偽の報告をした場合があるといふことを予想してこゝに入れておるようであります。

○若木勝蔵君 私は一般人の場合はそういうことが考えられましようけれども、恐らく地方公共団体の責任者、知事といふような者がそういう悪意を持つたこゝういふことがあり得るかといふようなことを考える。僕はあり得ないと思ふ。そこでこれは非常に地方公共団体といふふうなものに対してこの第四号は何と言ひますか、独立の人格ある者に、これに対して非常に不信用なものを示しておるのじやないか、こゝう考えられますので、実際にいふとこれはあり得ないと思ひますが、私はいふところとが一致すると思ひます。無用の規定でないかといふように考えるのです。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) そういふことは考え方として実は持つておりますが、社会教育法にも図書館法にも同一規定がございまして、それでま

あ入れたんですが。
○若木勝蔵君 前にもありましたか
な。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) あ
つたんだそうです。

○高良とみ君 関連して伺いますが、
一体そういう虚偽を予測してするよう
な立法を、これは別に刑法等のもの
でない、社会教育のものですね。世界各
国の図書館法などにこういう虚偽の申
請的なことを立法してある例がありま
すか。

○政府委員(西崎憲君) 外国の例を余
り知っておらんのでありますが、補助
金を交付いたします場合に非常に厳格
な規定を設けるといふ慣習があるの
でございまして、大蔵当局のほうにも安
心して補助金を交付して頂くというよ
うな意味で、特別の利益を与えるとい
うことでありますので、その内容は極
めて峻烈苛酷なことを書く前例がある
のでございまして、これがあるからと
申しまして……例になつております
ので、非常に自尊心を傷つけられたと
かいふふうな考え方はしていいのであ
らうと考へております。

○高良とみ君 先ほど地方公共団体が
これに対して十分援助するような水増
しもし、大いに盛り上つて来るのであ
るというのを申されましたが、他の
半面として、地方公共団体等が増して
も社会教育というものは自発的に将来
伸びて行くこととして、こういう、こ
ういふ法律で以て僅かな補助金を与え
る、それについてはこういう大学出の
人を雇ひ、そして又若しも虚偽の申
請があつたときにはこうだというよう
なことを立法するために、地方の公共
団体がそれによつて非常に苦しむとい

うような傾向は全然ないとお認めで
ございませうか、それともどうです。
○衆議院議員(浦口鉄男君) 誠に御尤
もなんですが、その点につきまして
は、これは飽くまで登録制でございま
すから、地方公共団体がこの法の適用
を受けることが社会情勢、或いは博物
館そのものの進展を阻害するといふ
ような危惧があります向きは登録を進
めしない、従つてこの法律の適用から
除外されるということになりますの
で、そういう御心配はそういう意味で
これから除いて考へてよろしいのでな
いか、こういうふうにするのです。

○政府委員(西崎憲君) 只今の御質問
でございまして、この地方団体に恐
らく少いと思ひますのは、この種の会
合が幾たびか催されますが、この條項
について未だ曾つて質問をしたり意見
を述べた者は一つもないのでありま
して、全然そういうことは考へていな
いから御心配は全然ないと思ひます。又
私も今申します通り補助金をやるか
或いは税金を免除してやるかというふ
うな場合は、最悪の場合も予想しまし
て相当害くはうが前例になつてもあり
ますし、又気安めにもなるというよ
うな意味で審議しておるのであります
が、併しながら今申し上げましたよう
に、今までに全然問題になつておらん
ところを見ますと、そのような心配は
ないかと存じます。

○高良とみ君 更にそれを確かめて置
きたいのですが、その二十六條の規定
はともかくといたしまして、この図書
館、博物館法の建前から、地方に立派
なものがあるからこれを保護育成して

行く、それによつて社会教育を發展さ
せて行くというやないかといつて中央か
ら僅かながら補助金をやる、それにつ
いてはお前のほうではこの基準でや
れ、申請したい者はしない、これが
民主主義的に行き方だと言つても、その
点は地方の受取りようにもよると思
はうが、その他の問題等でも中央の少く
らいの補助では何もできないから、う
んと補助を求める声ばかり多いとい
うことをしばしば聞くのですが、そのよ
うな傾きがこの博物館法には全然慮れ
がない。地方から非常に盛り上つて来
ておるのであるから、これに少しく水
をさして行けば更にこれは大きく反
して行くようなお見通しですか。如何
でございませうか。

○政府委員(西崎憲君) 終戦後よう
な文化施設に対する国民の認識が非常
に高まつて参りまして、御説のように
各市町村では相当関心が深まつてお
りますので、この法律が公布されますな
らば、まず、それに拍車をかけまし
て、盛上る力である、この計画を出し
て来ることに我々は期待をいたしてお
ります。そういうことに只今申し上げ
ましたようなことが、御質問を受けま
したようなことが、却つてそういうよ
うな情勢をデウスするようになつた
りはないかという御懸念は御尤も
と思ひますけれども、私たちはさ
な御懸念は実問題として、補助金の
についていさゝか、もつとやかまし
いことを言つてもいいが、要はもつと補助
金をたくさんくれるほうがいいとい
ふような考え方をしておるだらうと思
いますので、今後補助金の獲得のため
に格別の努力をいたしたいと考へてお
ります。

○矢嶋三義君 第二十條ですが、こ
に博物館協議会の設置を規定して
ありますが、図書館法にも図書館協
会といふものがございまして、一般
にこの協議会とか委員会は全く洪水
だと思ふのです。そうして有名無実
のものが随分あると思ひますが、図
書館協議会といふものがあるの
で、それとの釣合上博物館には博物
館協議会といふものが必要かと思
ひますが、私は方法としてはこの公
民館、図書館、博物館にしても、一環とし
て運営するべきものであるし、社会教
育審議会といふものがあつたので
はないか、こういうふうに考へるの
ですが、図書館協議会あたりの実際の運
営の実情あたりから反省して局長はど
ういうふうにお考えになつていら
るか、お伺ひいたします。

○政府委員(西崎憲君) 非常に御尤
もな御質問でございまして、実は市町村
に關しましては、今おつしやるように
社会教育審議会と公民館の審議会、そ
れから図書館の審議会或いは博物館
の審議会、これは一体のものでいい
うふうな我々も考へておるのであり
まして、今度の行政機構の改革の点に
ついて、先方との話し合ひでその点
を今研究いたしておるのであります
ので、やはり運営を民主的にするため
にはどうしてこれらのものが法令的
には置くことができるようにしてお
くほうがより適切であらう。公立の場
合は、今申し上げたやうな……なもの
は同じような目的でありますので、こ
れは一本でいいであらう。こういうよ

うな大体考へ方をいたして、只今研
究いたしておるやうな次第でありま
す。
○矢嶋三義君 その点はまあ諒とい
たしますが、
次にお伺ひいたしたい点は、二十四
條であります。これは提案者にお伺
ひいたしたいのですけれども、この図
書館法によりましてと、予算の定
むるところにより云々と規定されて
いる、この博物館法では「予算の範
囲内」、「この博物館法では」予算の範
囲内、これらに字句を殊更に交
えられておりますが、何か立法的な立
場から差違があるのかどうか、念のた
めに承つて置きたい。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 別
にその点の差違は実は考へておりま
せんのでございまして。予算の定むとい
うことも、私も実は言葉の上の解釈
で、予算の範囲内と同様に解釈して、
「予算の範囲内」、「このように
いたしたのであります。
○矢嶋三義君 最近予算的裏付のない
法律がたくさん出るのについてはいろ
いろ議論もありますし、従つてまあそ
ういうことを懸念意味か、最近の法律
にはよく予算の範囲内とか予算の定
むところによりといふのが附いて
いるのが非常に多いのですが、まあ別に統
制したからといつて悪いことではない
し、むしろ、こういう字句といふのも
同じ日本の国の法律なら最も適当な
ものに私は統一したほうがいいのじや
ないかと思ひますが、一体どちらが多
いのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) お
つしやる通りに私も実は考へてお
ります。例から申しますと、こういう言葉
が入つてゐるものの例が多いように考

七

えております。

○矢嶋三義君　まあ小さなことをお伺いしているのですが、予算の定めるところによりという表現の仕方と、予算の範囲内という表現の仕方と、どちらが多いのですか。

○衆議院専門員（横田重左衛門君）　予算の範囲内の言葉のほうが多いござい
ます。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございませんか。それじや第四章と附則全部をお願いします。御意見ございせんか。

○高良とみ君　ちよつと前へ戻ります
が、二十五條ですが、「博物館の維持
運営に要する経費等の前年度における
精算額を勘案して行ふ」というのは、
地方公共団体の非常に博物館の維持運
営の経費がかつた所はたくさん補助
する、こういうことになるのですか。
そうすると強い所はますます「集中的
強く」なつて行くことができるという

か、ここでもたくさん芸員を置こうとかいふことになって来るので、何かに補助金の交付の基準というふうなもの、或いは全国に対する公平にして又糧当なやり方というふうなものはないですか、この補助金の交付の率は精算額を勘案して行うというのは、内容はどういう……。

○政府委員(西崎憲君) これはこの法律が出ますというと省令で詳しいことを定めるわけですが、例えば前年度の職員費に幾ら使つたか或いは資料の購入費に幾ら使つたかというような内容を詳しく書いて参ります。我々はこれによりまして、まあこれが非常骨に必要であるから、これには大体何パーセント重きを置く、これには何

パーセント重きを置くということを研究いたしましたしてきめまして、そうしてそれによつてその按分をいたすのであります。でありますから、まあ何と申

しますか、博物館活動プロパーに必要な経費には相当パーセンテージがよくなるし、そうでない極めて附随的な軽い意味の経費には少くなるというようなことになって来るわけでありまして、詳しくは省令で定めるようになつております。

○高良とみ君　そうしますと、これは博物館学会というようなものがあつたて、どの地方にどういふものがあつたとか、どういふ記念的なものがあるのと

いうようなことによつて、相當な中央
における學会的な価値附ける所があつ
て、それによつてあすこでああいうも
のを買つてあすこに置くことが適當で
あるというようにことで資料購入費等
が判断取捨されるわけでございます
か。

○政府委員(西崎惠君) 資料を購入いたします場合には、あそこではこういう資料を買ったからこれにはたくさんやらなければならぬ、ここではこういう資料を買ったから、この博物館には余りやらなくてもいいというふうにはなかなか行かないのでありまして、大体大まかに分けますというところ、職員費で

ありますとか或いは建物の維持費でありますとか、資料購入費でありますとか、そういうふうなものを大まかに目ましてやるようになっておるのであります。併しながら僅かの補助金ではあります、但し、相当将来補助金の額も随々で参りますというようなときには、つまらん資料を買つたとか、非常に有効な資料を買つたというよう、なところま

で審議できれば、これに越したことはないと思ひますけれども、現在の考え方といしましてはそこまでは考へておりません。

○高良とみ君 中央における学会のよ
うなものは如何でございましょうか、
今日の発達過程においてそういうもの
が……。

○政府委員(西崎憲君) 学会と申しま
すより、現在は博物館協議会というよ
うなものが全国にありまして、それに
博物館関係の有識者がいろいろ役員
の形でやつておるのであります。そう
いう所に諮問をいたしまして決定いた
しております。

○委員長（堀越儀郎君） 他に御意見ございませうか……。それでは本法案に對する質疑は終了したものと認めてよろしうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（堀越儀郎君） それでは質疑は終了したものと認めまして、討論に

移ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにして御発言を願います。

○若木勝藏君 私は社会党を代表いたしまして本法案に賛成するものであります。併し前に社会教育法を制定する場合におきましても、社会教育団体の自発的な活動を抑制するというようなことがないようにということについて

は各委員ともそれは一致した見解であります。この博物館法ができてから、つたように私は記憶しているのであります。この博物館法が進められる上にわゆる博物館の運営が考えられるおきましても同様のことが私は考えられると思うのであります。いわゆる地方の博物館の自主的な運営を、政府の方において抑制するというようなこととがないようにして頂きたい。十分子

の機能を發揮させるようなふうにこれ
を振興させて頂きたい、こういう希望
を持つていますのであります。同時に又
もう一点としたしましては、地方財政

が非常に今逼迫しているのは御承知の通りであります。この博物館が十分振興発展するかどうかということは、縣つて私は国の補助支援ということが必

要になつて来るかと思ふのであります。それによつて初めて所期するところの目的が達せられるだらうと思ふのであります。政府はこの法案が成立した場合においては、十分予算の獲得その他あらゆる援助に対して御努力を願ひたい。この二点を希望いたしました。

○矢嶋三義君 私は今只今議題となつております博物館法案に対しまして賛成の意を表明するものでございます。先

感じた点は、政府委員の申される通りに我が国において非常に社会教育は振

の方面の設置なり運営というものは非常に振舞ない状況である。この原因は政府委員の発言の中にもありましたように、国民全般もこの問題について無関心であると同時に政府側が非常に關心が薄いという、そういうところに社会教育の不振の大きな原因がある。

ては私も反省し、全く同感の意を表明するものであります。今までの欠陥としては、博物館に対する法的基礎がなかつた点とか或いは専門的職員の養成、確保という点に十分な点がありません。更に又運営管理の点についても研究不足というような点が、社会教育の面において殊に視覚、聴覚教育機関と

して最も整備充実を図らなければならないこの博物館教育の発展を阻害した大きな原因だ、こういふふうに考えるわけでございますが、ここに博物館の

法的基礎をしつかり確立し、更に専門的職員の養成確保、そういう点についてここに本案が提出されて、そういう方面が今後滑らかに進捗するようになるということとは、私は誠に結構なことと考えるものであります。更に現在我が国にある博物館の中で、私立の博物館は最も弱体であり而も数が多いのでございますが、この私立博物館の保護助成に対して、例えば固定資産税の減免とか入場税の減免、こういう措置

を考へるといふことは最も適宜なことである。こういう意味で私はこれに賛意を表するものでございますが、切に要望しておきたい点は、先ず第一番に要望したい点は、提案理由の中にございますが、確かに我が國の博物館は古柄からいつても歴史的なものも

か美術的なるものか、非常に多くて、
学、産業に関するところの博物館が非
常に少い、内容的にも貧弱である。我
が国の自立経済というようなことが叫
ばれておりますが、科学精神並びに知
識の培養というようなことか、或いは
産業の改善振興というような立場から
考へても、先ほど質疑の中にありま
したように、古物等然るる動かない

生活に即応した、動くところの実物教
 育資料展示としての博物館という方面
 に今後進んで行かなければならない
 のと考えますので、特に科学、産
 業の博物館の充実に努力して頂き
 たい。

次に第二点として要望したい点

は、これは質疑のときに私申し上げましたが、何と言つてもやはりこの博物館を運営するところの職員において質において、これを適宜に確保するといふことが最も重大だと考えますので、この勤務職員の養成並びに身分の確立についても特に意を払つて頂きたい。その中におきましても先ほど問題になりましたように、国立の博物館並びに科学博物館におきましては、先般の社会教育法の改正によりまして、この法案に言うところの学芸員は教育公務員特例法を適用されることになつておるわけでありますが、この博物館法というものは、この法案に示すように地方公共団体、並びに宗教法人、民法で定めるところの法人が設立する博物館にのみ適用することになつておるわけでございますが、この地方公共団体の設立されるところのこの博物館の学芸員に對しまして、国立の博物館の学芸員の一部と同様に教育公務員特例法が適用されるべきものと私は確信いたしますので、次の機会におきましては教育公務員特例法の改正を提案して頂きたい。こういうことを勤務職員の身分の確立という立場から強く要望いたしておく次第でございます。

最後に要望したい点は、国からの補助金の交付に必要なところの予算の確保につきましては、政府におきましては十分我が国の博物館の現態というものを調査され、適切な予算の提案を国会に次の機会に出されるよう強く要望する次第でございます。なお提案者に対しては、この法案を提案されたことに對しましては私は敬意を表するものでございますが、補助金の適正なる予算化については今後ともこの法案を提案された熱意を以て努力されたいと同時に、この法の運用につきましてはは政府当局を激勵され指導されるよう強く要望いたしまして、私は本法案に對する賛成の意を表明する次第でございます。

○加納金助君 私自由党を代表いたしまして本案に賛成いたします。

○高良とみ君 この博物館法を制定するために御尽力になつた提案者に敬意を表しますが、この運用及び経営の面において今後の関係者の善処を特に希望して私は縁風会を代表いたしまして本法案に賛成するものであります。殊に個人の所有物を満たすいわゆる書画骨董歴史的なものというものを有するものでなく、一般公衆のためにこれを公開して行くという機運を作ることに非常の時宜に達したものであると共に、これが歴史的に考へまして、日本民族が自分の持つておる文化や生活の美しさを忘れかけようとしておりますときに、重大な自己発見の道であるというふうに考へるのであります。従つてこの博物館は一面休養の場所でありまして同時に教養の場所でもあり、それを見たことによつて生活な

せんと、折角民族の残しました文化財、生活財というものが烏有に帰することが余りに多いことによつて、一般の国民や末端の市民はもう殆んど失望状態でありますから、その点を特に御訓令願ひまして、更に中央の補助金及びここに働く職員の身分の保障、その動的な方法等につきましては画期的な指導を図られんことを希望いたします。

更にもう一つ附け加えておきたいのは、先ほどからお話のありました教育関係の審議会や或いは一般博物館協議会というようなものが余りに繁多でありますために、その間に連絡がなくて、而も同じこと、同じ目的にたがひが招集される地方の町村の名譽職の人たちの実情を考へまして、特にそれが重複いたしませんように、円滑に又能率のいい運営を圖られたいと思つて、地方のそういう指導者はそれ／＼生業を持つておりますので、中央なり或いは府県の県庁所在地等へたび／＼招集されている実情は余りに煩瑣であると考へますので、その点を希望いたしまして本案に賛成いたします。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御発言ございせんか。別に御意見もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないものと認めます。それでこれより採決に入ります。博物館法案を原案通り可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

「賛成者起立」

○委員長(堀越儀郎君) 全会一致でございます。よつて本法案は原案通り可決されました。

なお本会議における委員長の前頭報告の内容は、本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認願ひことに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(堀越儀郎君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書の件につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

加納 金助	木内キヤウ
若木 勝藏	堂森 芳夫
平岡 市三	荒木正三郎
高良 とみ	駒井 藤平
矢嶋 三義	岩間 正男

○委員長(堀越儀郎君) 署名漏れはございせんか。……署名漏れはないと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後零時三十一分散会

十一月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、博物館法案(衆)(予備審査のため)の付託は十一月二十日)

昭和二十六年十二月十五日印刷

昭和二十六年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所